

医療機関の登録に関する要件（宮崎県大腸がん検診精度管理要領より抜粋）

第 2 検診の精度管理に関する実施体制

1 大腸がん検診精密検査機関の登録

- (1) 大腸がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「大腸がん検診精密検査機関登録申請書」（様式 1）を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関（国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。）は公益社団法人宮崎県医師会（以下「医師会」という。）を経由して行うものとする。
- (2) 管理指導協議会は、大腸がん検診精密検査機関を登録するときは、大腸がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

- ① 精密検査に従事する医師は、大腸がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
- ② 大腸がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。

イ 精密検査を行うことができる次のいずれかの装置を有すること。

- (1) 全大腸内視鏡
- (2) S 状結腸内視鏡及び注腸エックス線装置

ロ 大腸生検ができること。ただし、他の機関に委託することも差し支えない。

- ③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び大腸がん検診実施機関と密接な連携がとれること。